いわき都市計画地区計画の変更 (いわき市決定)

都市計画小名浜港地区計画を次のように変更する。

名		4,1 >D IV.10	称	小名浜港地区計画
ſ	<u>, 77.</u>		置	いわき市泉町下川字大畑の一部の区域
面			積	約 9. 2ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地	地 区 計 画 の 目 標		当地区は、質的な生活水準の高まり等を背景として、海洋性レクリエーション 施設の整備が行われており、後背地との連携による豊かな余暇時間の活 用を図る地区整備を図るものとする。
	土	土 地 利 用 の 方 針		当地区は、自然環境との調和を図りつつ、海洋性レクリエーション施設の整備に合わせた土地利用を図る。
	地区施設の整備方針		の整備方針	後背市街地からの円滑なレクリエーション施設の利活用をはかるため、道路を 整備し地区外道路に接続させ利便を図る。
	建築物の整備の方針			海洋性レクリエーション施設の維持・運営に必要な建築物を建築し、豊かな余 暇時間の活用に供する。
	その他該当地区の整備・開発及び保全に関する方針			_
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		記置及び規模	道 路 幅員 18メートル 延長 230メートル 幅員 10メートル 延長 550メートル
		地区の	区分の名称	-
	建築物等に関する事項	区分	区分の面積	_
		建築物等の用途の制限		1. 当地区における、海洋性レクリエーション施設の維持・運営という土地利用の特殊性に鑑み、準工業地域の用途を設定するが、良質なレクリエーション機能を保持するための建築物の建築に止める。 2. 当地区においては、次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅(兼用住宅を含む) (2) 共同住宅又は下宿 (ただし、共同住宅のうち区域内事業所の自社就業者の用に供するものを除く。) (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に該当するもの (4) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する用途(建築基準法施行令第130条の9の3に規定する建築物)供するもの (5) 劇場、映画館、演芸場者しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途(建築基準法施行令第130条の9の2に規定する建築物)又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途(建築基準法施行令第130条の8の2第2項に規定する建築物)に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの
		建築物等の形態 又は意匠の制限		周辺の自然環境と遊離した建築形態、及び鮮やかな原色による壁面・屋 根等の塗装は行わない。
		垣又は柵の構造の制限		石油類、ガス等の危険物を貯蔵する施設にあっては、強固な構造の棚等 で隣接地との区分を明確にすると共に、人的利用施設から隔絶する。
備考				

理 由

当地区は、質的な生活水準の高まり等を背景として、海洋性レクリエーション施設の整備が行われ、自然環境との調和を図りつつ、後背地との連携による豊かな余暇時間の活用を図るため、平成4年に地区計画を定めているところです。

この度、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正を踏まえ、適切な土地利用の 誘導を図ることから、制限する建築物の用途を見直し、また、特別用途地区(大規模集客施設制限 地区)の指定に伴い、当地区計画において制限する建築物の用途の整合性を図るため、本案のとお り地区計画を変更しようとするものです。

